

の特例に関する件に付文部大臣回答〔昭和十二年八月〕

(注記1)
 官普一四八号
 定決裁 七月二十七日 文書課長 (有原) 印
 送 発 7月27日 起案者 (岡本) 印
 (武本) 印

昭和十二年七月二十六日起案

事務官 (町田) 印

学務課長 (朝比奈) 印

普通学務局長 (藤野) 印

次官 (伊恵) 花押

大臣 (安井) 花押

専門学務局長 (山川) 印

実業学務局長 (小笠原) 印

社会教育局長 (田中) 印

(石井) 印

(宮坂) 印

(岡村) 印

(渡邊) 印

(田中) 印

(神山) 印

(出倉) 印

(田中) 印

(注記2)

(注記3)

年 月 日

案

大臣

陸軍大臣宛

陸軍現役将校学校配属及大正十四年

勅令第二百四十六号ノ特例ニ関スル件回答

七月二十四日陸普第四四一三号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御照会ノ

処右ハ異存無之ニ付御了承相成度

(下 札)

(備考) 本勅令ハ別紙理由書ニアル如ク現役將校ノ不足ニ伴フ配属將校ノ欠員ヲ充足スル為ノ一時的便法トシテ設ケントスルモノナリ

陸普第四四一三号

(注記4)

陸軍現役將校学校配属令及大正十四年勅令第二百四十六

号ノ特例ニ関スル件照会

昭和拾貳年七月廿四日 陸軍大臣 杉山 元 印

文部大臣 安井英二殿

(注記5)

陸軍現役將校学校配属令及大正十四年勅令第二百四十六号ノ特

例ニ関スル件別紙ノ通制定致度照会ス

(加筆)
〔別紙〕

勅 令 案

朕陸軍現役將校学校配属令及大正十四年勅令第二百四十六号ノ

特例ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

(加筆) (加筆) (加筆)
〔十二〕年〔八〕月〔九〕日

内閣総理大臣

陸 軍 大 臣

文 部 大 臣

勅令第(加筆)〔四百十一〕号

陸軍現役將校学校配属令及大正十四年勅令第二百四十六号ニ

(未梢) (加筆)
〔規定〕(依リ配属)スル陸軍現役將校ハ当分ノ内昭和八年勅令第十二号ニ依リ充用シタル陸軍ノ予備役又ハ後備役ノ各兵科佐、尉官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由 書

現役將校ノ不足ニ伴フ学校配属將校ノ欠員ヲ充足スル為一時的便法トシテ本制度ヲ説クルノ要アルニ由ル

(加筆)
〔為参考〕

勅 令 案

朕昭和八年第十二号補充上ノ必要ニ依リ陸軍ノ軍隊、官衙又ハ学校ニ於ケル各兵科部士官ニ予備役又ハ後備役ノ士官充用ノ件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣総理大臣

陸 軍 大 臣

勅令第 号

昭和八年勅令第十二号中左ノ通改正ス

〔各兵科部士官〕及〔士官〕ヲ〔佐、尉官〕ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由書

配属将校ノ欠員ヲ充足スル等ノ為尉官ニ限ラス広ク適任者ヲ求ムルノ要アルニ由ル

(参考)

1、大正十四年勅令第二百四十六号 (写)

陸軍大臣ハ宮内大臣文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、関東長官又ハ樺太庁長官ヨリ協議アリタルトキハ各其ノ所轄学校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為陸軍現役将校ヲ当該学校ニ配属スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ陸軍現役将校学校配属令ヲ準用ス、

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2、昭和八年勅令第十二号 (写)

陸軍ノ軍隊、官衙又ハ学校ニ於ケル各兵科部士官ハ補充上ノ必要ニ依リ当分ノ内陸軍ノ予備役又ハ後備役ノ士官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得 其ノ身分取扱ハ陸軍大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為ス場合ク除ク(加筆)外召集中ノ者ニ同ジ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記2)

「記録掛 13・10・14 受領」

(注記3)

「一一」(簿冊内件名番号)

(注記4)

①(大綱)

(注記5)

「文部省 官普148号 昭12・7・26」

(下札)

②(中山)

種別わ一ノ一別 配属将校ノ聯繫 / 登録追加 / 件名
勅令第四一一号 陸軍現役将校学校配属令及大正十四年勅令第二百四十六号ノ特例ニ関スル件ノ番号 官普一四八ノ結了年月日
昭一二八 九ノ保存年限 ムキノ枚数 7

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練〕
〔第二冊〕文部省② 3A.32-7.2540

(注記1)

「急」